

令和4年度事業計画

基本方針

我が国においては、少子高齢化が急速に進展し労働人口が減少している中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者の活躍できる環境整備を目的として、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」の一部が改正されました。定年制の廃止や継続雇用制度の導入、70歳までの就業機会の確保を企業の努力義務とするなど「生涯現役社会」の実現が強く求められており、シルバー人材センターの果たす役割の重要性と地域社会の期待は一層大きなものとなっています。

また、厚生労働省は、シルバー人材センターについては、人手不足分野等での就業機会の開拓・マッチング機能や地域ごとの特色や実情を踏まえた積極的な取り組みを強化するとしています。一方、新型コロナウイルス感染症拡大による、日常生活にまで制限が求められるなど、いまだかつて経験したことのない状況に陥り、事業運営にも多大な影響を受けることとなりました。

しかし、このような中であっても、当センターは、感染拡大防止に最新の注意を払いながら、高齢者の多様な就業ニーズに応じた雇用・就業機会の確保に努め、請負・委任による就業機会の拡大や労働者派遣事業の積極的な推進とともに高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進により、活力ある地域社会づくりに寄与してまいります。

また、取り組むべき具体的事業の方向性を定め、シルバー人材センター事業の基本理念であります「自主・自立、共働・共助」を実践し、会員・役職員が一丸となって事業の推進に取り組んでまいります。

I シルバー人材センター事業

1 請負・委任による就業機会の提供

町内の高年齢者の生きがいと健康増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するため、町内で実施する仕事について、三木町をはじめとする公共団体や民間企業、個人から受託し会員に提供します。

2 労働者派遣による就業機会の提供

「香川県シルバー人材センター連合会三木事務所」として、労働者派遣による就業機会の提供を行うとともに、適正就業と派遣分野の更なる業務拡大に努めます。

3 普及啓発

シルバー人材センター事業への信頼と理解が得られるよう、地域住民、事業所等に対する周知啓発を図るとともに、会員個々による近隣地域での普及啓発を行い、女性会員の加入促進に努めます。

また、県連合会が実施する技能講習等に、未加入者の参加を積極的に推進して会員の拡大に努めます。

- (1) 町広報紙、チャンネルみき、ホームページの活用
- (2) チラシ等の作成・配布
- (3) 入会説明会の開催

4 安全・適正就業の推進

(1) 安全就業対策

安全就業はシルバー事業の最優先課題であり、事故ゼロを目指して、安全・就業適正委員会の活動を充実し、安全就業の確保に取り組むこととします。

- ① 剪定等の作業に当たって、安全帽、安全帯など安全用具装着の徹底に努めるとともに、安全対策用具の整備普及を図ります。
- ② 剪定・草刈り作業等の安全対策に関する研修を行い、事故防止に努めます。

(2) 適正就業対策

- ① 就業機会の均等化・公平化を図るため、ワークシェアリングやローテーション就業を積極的に取り入れます。
- ② 職場の巡回を行い、就業実態を踏まえて適正就業を推進します。
- ③ 請負と労働者派遣の区別を明確に行い、適正な就業形態を推進します。

5 就業機会の開拓・拡大

高齢者が自らの能力や希望に応じた就業機会を享受できるように、会員・役職員が共に力を合わせ、公共団体や民間事業所、個人から要望等の的確な把握に努め、仕事の需給調整と就業先の開拓等を行います。

6 みどりのエコ化事業

シルバー会員が請け負った剪定又は草刈に伴う剪定枝や刈り草を堆肥化し、焼却による二酸化炭素の発生に伴う地球温暖化を抑制するとともに、会員の就業機会の確保を推進します。

II 法人管理事業

1 会員の増強

- (1) センターの事業活動に賛同し、健康で働く意欲のある会員の確保に努めます。
- (2) 入会説明会を開催します。
- (3) 町広報紙、チャンネルみき、ホームページを活用して、会員の拡大に努めます。

2 諸会議の開催

センターの維持運営及び事業運営の執行に関して必要な会議を次のとおり開催します。

- (1) 定時総会 年1回開催
- (2) 理事会 年3回開催